

社会福祉法人 大協会

ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設

ハートフルこうだ

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護

運営規程

社会福祉法人 大協会 指定短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕  
運営規程  
(ハートフルこうだ)

第1章 総 則

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人大協会が開設するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 特別養護老人ホームハートフルこうだ(以下「事業所」という。)が行う指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者、医師、生活相談員、看護職員、介護職員、栄養士、機能訓練指導員、その他の従業者(「以下短期入所介護従事者」という。)が、要介護状態〔要支援状態〕の利用者に対し、適切な指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定短期入所生活介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に、認知症の状況等利用者の心身の状況に踏まえて、利用者の人格に十分配慮し、利用者の家庭環境等を十分に踏まえて、自立している機能の低下が起きないようにするとともに残存機能の維持向上が図られるよう、適切な技術をもってサービスの提供を行うものとする。

- 2 利用者の要介護状態若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と連携に努めるものとする。
- 5 利用者が指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービス利用できるような必要な援助に努めるものとする。
- 6 前5項のほか、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成 24 年大阪府条例第 115 号)「大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」(平成 24 年大阪府条例第 116 号)に定める内容を遵守し、事業の実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)名称 特別養護老人ホームハートフルこうだ

(2)所在地 池田市神田二丁目6番7号

## 第2章 職員及び職務分掌

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1)施設長(管理者) 1名

事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元化に行います。

(2)医師(非常勤) 2名

利用者の健康管理及び療養上の指導を行います。

(3)生活相談員 1名

利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行います。

(4)介護職員 21名(常勤12名 非常勤11名)

利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護の補助及び介護を提供する。

(5)看護職員 3名

利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護及び介護を提供する。

(6)栄養士 1名

食事の献立作成、栄養計算、入居者に対する栄養指導等を行います。

(7)介護支援専門員 1名

施設サービス計画の作成を行います。

(7)事務員 1名

必要な事務等を行います。

## 第3章 介護サービス(介護予防サービス)の利用定員と事業実施地域

(利用の定員)

第6条 事業所の利用定員は1日5人とする。

(通常の送迎と実施地域)

第7条 通常の送迎の実施地域は、池田市・川西市の区域とする。

#### 第4章 利用者に対する指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)の内容及び 利用料その他の費用

(指定短期入所生活介護「指定介護予防短期入所生活介護」の内容)

第8条 指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)の内容は次のとおりとする。  
(介護)

介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 事業所は、1週間に2回以上、適切な方法により利用者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 3 事業所は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 事業所は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 事業所は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。
- 6 事業所は、常時1名以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 7 事業所は、その利用者に対して、利用者の負担により、職員以外の者による介護を受けさせなければならない。

(食事の提供)

事業所は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

- 2 事業所は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。

(機能訓練)

事業所は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

(健康管理)

事業所の医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

- 2 事業所の医師は、利用者に対して行った健康管理に関し、その者の健康手帳の所要のページに必要な事項を記載しなければならない。ただし、健康手帳を有しない者についてはこの限りではない。

(相談及び援助)

事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者

又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他援助を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

事業所は、教養娯楽設備を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 事業所は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(送迎)

利用者又は家族の希望により、送迎サービスを行う。

(利用料及びその他の費用)

第 9 条 指定短期入所生活介護を提供した際の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生労働省告示第19号)によるものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告知上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令告知127号)」によるものとする。

3 次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)の送迎を行った場合は、片道(1,000円)とする。

4 食事の提供に要する費用については、次の金額を徴収する。

朝食 450円/1回 昼食 600円/1回

夕食 550円/1回 おやつ 100円 (全て消費税込み)

5 滞在に要する費用については、次の金額を徴収する。

ユニット型個室;1日につき 2,500円

6 理美容代

理容代;1,650円/1回 顔そり付き;2,530円/1回

美容代;1,650円/1回

顔剃り; 880円/1回 (全て消費税込み)

7 その他、日常生活において通常必要とするものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。

ホーム喫茶;実費

複写物の交付のためのコピー代;10円

8 第4項及び第5項の費用について、介護保険法施行規則第97条の3の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあたっては、当該認定証に記載されている負

担限度額と第4項及び第5項に掲げる費用の額に基づいて実際に支払った額と比較して、どちらか低い方の額とする。

利用者負担段階	第1段階	第2段階	第3段階(1)	第3段階(2)	第4段階
食費	300円	600円	1000円	1,300円	1,700円
居住費	820円	820円	1,310円	1,310円	2,500円

- 9 前8項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対して利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 10 指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名(記名押印)を受けることとする。
- 11 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名(記名押印)を受けることとする。
- 12 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は家族に対して交付する。

## 第5章 運営に関する事項

(内容及び手続きの説明並びに同意及び契約)

第10条 事業所は、指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)提供の開始に際しては、利用者またはその家族等に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文章を交付して説明を行い、同意を得たうえで契約する。

(提供拒否の禁止)

第11条 指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)を提供するに当たり、正当な理由なくこれを拒まない。

(受給資格等の確認)

第12条 事業所は、サービスの提供を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護または要支援の有効期間を確認する。

2 事業所は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)の提供に努める。

(入退所)

第 13 条 事業所は、利用申込者に際しては、利用者の生活歴、心身の状況、病歴等の把握に努める。

2 事業所は、利用者の退所に際しては、居宅介護支援事業所等に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努める。

(指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕提供の記録)

第 14 条 事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記載する。

(保険給付のための証明書の交付)

第 15 条 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕に係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した「サービス提供説明書」を利用者に対して交付する。

## 第 6 章 留意事項

(喫煙)

第 16 条 事業所内で決められた喫煙スペースのみで喫煙ができる。但し煙草とライターは施設で預かりとする。

(飲酒)

第 17 条 利用者より職員へ申し出た上で主治医等と検討する。

(利用者に関する保険者への通知)

第 18 条 事業所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を保険者に通知する。

(1) 正当な理由なしに指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽り、その他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第 7 章 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業の取扱方針と職員の質の確保

(介護サービス事業の取扱方針)

第19条 事業所は、利用者の要介護〔要支援〕状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況に応じて、処遇を妥当適切に行う。

2 サービスの提供は、介護計画に基づき、漠然かつ画一的なものにならないよう配慮して行う。

3 事業所の職員はサービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。

(身体拘束の原則禁止)

第20条 施設は、施設サービスの提供にあたっては、当該入所者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為は行いません。

2 施設は、前項の身体拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。

(1)身体拘束廃止委員会を設置する。

(2)「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」にかかる態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録する。

(3)入居者又は家族に説明し、その他の方法がなかったか改善方法を検討する。

(高齢者虐待防止に関する事項)

第21条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1)虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2)利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3)その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(介護職員の質の確保)

第22条 事業所は、職員に対して、その質の向上のための研修の機会を確保する。

## 第8章 緊急時における対応方法

(緊急時等の対応)

第23条 事業所は、現に介護サービス〔介護予防サービス〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ事業所が定めた協力医療機関への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。



(事故発生時の対応)

- 第 24 条 利用者に対する介護サービス〔介護予防サービス〕の提供により事故が発生した場合は速やかに保険者、利用者の家族等、居宅支援事業者に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故の際に採った処置について記録する。
- 2 介護サービス〔介護予防サービス〕の提供においての事故を予防するため、事業所は職員に対し研修会を行い、事故が発生した場合は、事故防止検討委員会を開催して事故発生の原因と対策を検討するとともに今後の事故発生の予防に努める。
- 3 利用者に対する介護サービス〔介護予防サービス〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

- 第 25 条 防火管理者を定め、消防計画に基づく訓練等の実施、消防設備の点検・維持管理及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づく非常災害対策を行う。
- ① 防災管理者は、施設長(管理者)を充てる。
- ② 火元責任者には、各ユニットリーダーを充てる。
- ③ 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に委託する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- ④ 非常災害設備は、常に有効に保持するように努める。
- ⑤ 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、非常災害要員を定め、組織編成し、任務の遂行に当たる。
- ⑥ その他の事項については下記の表のとおりです。

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホームハートフルこうだ 消防計画」にのっとり対応を行います。			
避難訓練及び防災設備	別途定める「特別養護老人ホーム ハートフルこうだ 消防計画」にのっとり年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入居者の方も参加して行います。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	有	防火扉・シャッター	4箇所
	屋外避難階段	1箇所	屋内消火栓	有
	自動火災報知機	有	ガス漏れ探知機	有
	誘導灯	24 箇所		
消防計画	池田消防署へ届出日：平成20年4月 1 日			

## 第10章 その他運営に関する事項

### (定員の厳守)

- 第26条 事業所は、利用定員及び居室の定員を超えて運営しない。ただし災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。
- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人大協会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

### (勤務態勢の確保等)

- 第27条 事業所は、利用者に適切な介護サービス〔介護予防サービス〕を提供できるよう、職員の勤務の体制を定める。また、職員の資質向上のための内部、外部の研修の機会を確保する。
- 2 事業所は当該事業所の職員によって介護サービス〔介護予防サービス〕を提供する。ただし利用者の処遇に影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。

### (衛生管理等)

- 第28条 事業所は、介護サービス〔介護予防サービス〕を提供する施設・設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。
- 2 事業所は、感染症が発生し又は蔓延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

### (重要事項の掲示)

- 第29条 事業所は、見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、利用料、苦情処理体制の概要、その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

### (秘密保持等)

- 第30条 事業所の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

### (個人情報の保護)

- 第31条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は代理

人の了解を得るものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 32 条 事業所は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護〔要支援〕被保険者に当該事業所を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

(事故発生防止対策としてのカメラの設置)

第 33 条 事業所は事故の再発防止対策として、事業所内にカメラの設置を行う。

2 カメラの撮影、運用並びに再生等に関しては別途定める。

(苦情処理)

第 34 条 事業所は、その提供した介護サービス〔介護予防サービス〕に関する利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する。

2 事業所は、苦情を受付けた場合は、その状況を詳細に把握し、事実関係を特定して対応を検討し、当該苦情の内容を記録する。

3 事業所は、その提供した介護サービス〔介護予防サービス〕に係る利用者からの苦情に関し、保険者が行う文章その他の物件の提供若しくは提示の求め、又は保険者の職員からの質問若しくは照会に応じ、また保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業所は保険者からの要求があった場合は前項の改善の内容を保険者に報告する。

5 事業所は、その提供した指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕に係る利用者からの苦情に関し、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

6 事業所は、国民健康保険団体連合会からの要求があった場合は前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

## 第 11 章 会計の区分及び記録の整備

(会計の区分)

第 35 条 事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の事業会計と、その他の事業会計とを区分する。

(記録の整備)

第 36 条 事業所は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

2 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提

供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(法令との関係)

第37条 この規程に定めのないことについては、厚生省令並びに介護保険法の法令に定めるところによる。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。